

第4次守山市国土利用計画

守山市

= 目 次 =

第4次守山市国土利用計画

前 文	1
1 市土利用の現況と課題	2
(1) 利用区分別土地利用の現況と課題	2
(2) 都市づくりからみた課題	5
2 市土利用に関する基本構想	8
(1) 都市づくりの理念と目標	8
(2) 土地利用構想図	9
(3) 市土利用の基本方針	10
(4) 利用区分別市土利用の基本方向	11
3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別市土利用の基本方向	14
(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	14
(2) 地域別の概要	16
(3) 地域別市土利用の基本方向	17
4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	21
(1) 国土利用計画法等の適切な運用	21
(2) 地域整備施策の推進	21
(3) 市土の保全と安全性の確保	21
(4) 環境の保全と市土の快適性および健全性の確保	21
(5) 土地利用の転換の適正化	23
(6) 土地の有効利用の促進	23
(7) 市土に関する調査の推進および成果の普及啓発	25

資 料 編

1 計画策定経過	28
2 人口および土地利用の推移と現況	30
(1) 人口の増加と社会的変化	30
(2) 利用区分別面積の推移	31
(3) 地域別人口の推移と推計	32
(4) 利用区分面積の推移 [各年構成比]	33

3	利用区分ごとの土地利用の推移と目標	34
(1)	農用地	34
(2)	森林	37
(3)	水面・河川・水路	38
(4)	道路	39
(5)	宅地	41
(6)	用途別土地利用の内訳	44
(7)	市街地	45
4	土地利用区分、定義および把握方法	46
5	守山市国土利用計画現況図	51
	用語の説明	53

前 文

本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を図るため、守山市の区域における国土（以下「市土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域および滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画を基本に、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定した第5次守山市総合計画基本構想に即して策定したものです。

この計画は、社会・経済情勢の変動に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

1 市土地利用の現況と課題

(1) 利用区分別土地利用の現況と課題

ア 土地利用区分別の現況

守山市の市土面積は5,481haとなっています。このうち1,055haは平成19年(2007年)9月に琵琶湖において市町境界が設定されたことにより、水面面積が増加したものです。利用区分別の現況をみると、農用地が2,089haと陸地の約半数を占めています。農用地の内訳では、採草放牧地はなく、田および畑であり、市域の中央部に広がっています。住宅地や工業用地等の宅地の利用面積は1,112haで、全体の20.3%を占めています。市域の南部と北部に市街地が形成され、中央部には集落が点在し、工業用地は南部に分布しています。

また、道路は425haで全体の7.8%、水面・河川・水路が1,291haで23.6%を占めています。森林は、旧野洲川廃川敷およびその周辺や社寺の境内等にみられ、面積は27haです。なお、原野および林道に該当する土地利用はみられません。

利用区分別面積と比率

利用区分	面積(ha)	構成比(%)
農用地	2,089	38.1
農地	2,089	38.1
採草放牧地	-	-
森林	27	0.5
原野	-	-
水面・河川・水路	1,291	23.6
水面	1,055	19.2
河川	127	2.3
水路	109	2.0
道路	425	7.8
一般道路	321	5.9
農道	104	1.9
林道	-	-
宅地	1,112	20.3
住宅地	644	11.7
工業用地	116	2.1
その他の宅地	352	6.4
その他	537	9.8
合計	5,481	100.0

基準年度：平成19年度(2007年度)

* 構成比：市土面積に対する比率

* 端数処理のため、数値の和は合計と一致しない場合があります

イ 土地利用区別による土地利用の課題

(ア) 農用地

農用地は、市域の中央部を中心に広がり、市土の陸地面積の約半数を占めています。農業農村整備事業によるほ場整備等はほぼ終了しており、生産基盤の整備が進んでいます。今後、さらなる農業振興と併せて、防災機能の向上、食糧の安定供給と自給能力の向上、生物多様性の確保等に配慮する必要があります。

また、集落の景観や田園景観の適正な保全と創出を図る必要があります。

(イ) 森林

森林の分布は、旧野洲川廃川敷およびその周辺や社寺に限られています。旧野洲川廃川敷におけるびわこ地球市民の森では、積極的な植林による森林の拡大・保全を図っています。これらの樹林地は、守山市の貴重な緑として、また、景観形成を図るためにも大切な資源です。今後とも、これらの保全を図り、豊かな生活環境づくりや自然環境の保護に努める必要があります。

(ウ) 水面・河川・水路

平成 19 年（2007 年）9 月に琵琶湖において市町境界が設定されたことにより、琵琶湖の一部が守山市の市域となり、市の面積の約 5 分の 1 が水面となっています。琵琶湖についてはその生物の多様性、観光や水産業等の産業との関わり、さらに守山市の水資源としての活用など、多様な価値と役割を担っており、総合的な保全に努める必要があります。

一級河川野洲川をはじめ、多くの準用河川や普通河川が市内をめぐり、琵琶湖に注いでいます。これらの河川では、改修事業が進みつつありますが、近年の全国的な風水害の増加や被害の甚大化の傾向、地震や水害等の危険情報の公表もあいまって、市土の安全性に対する要請が高まっています。このことから市民生活におけるさらなる安全性の向上を図るとともに、水辺空間のもつ多面的な機能の向上を図る必要があります。

農業用の用排水路は、土地改良事業の進展に伴って整備が進み、農業生産に寄与してきましたが、近年では老朽化が進み、更新の時期を迎えています。

(エ) 道路

道路の整備は市民生活の向上、生産活動の効率化を図る上で重要であり、種類や機能が程良く調和のとれた適切な道路体系に基づく道路整備が必要です。

また、道路は交通機能に加え、市街地の形成、防災、環境等の機能をもち、これらの機能を発揮させるように、総合的、計画的な整備の推進が必要です。

今後は、ユニバーサルデザイン や歩行者、自転車交通に配慮し、安全性や利便性の向上を図るとともに、農用地等の周辺環境への影響や環境の保全に配慮する必要があります。

(オ) 住宅地

守山市の住宅地は、南部と北部の市街地および市域の中央部に分布する集落を中心に形成されています。近年の人口増加に対応する形で、市街地を中心に住宅地の整備が進んでいます。今後は、人口増加に対応した住宅地の量的な確保を図るとともに、無秩序な外延的拡大の抑制を図る必要があります。また、少子・高齢化が進む中、ユニバーサルデザインの観点から、快適性や安全性、利便性等を高めた良好な住環境づくりが必要です。

(カ) 工業用地

工業用地は、市域の南部、南東部および南西部に分布しています。既存の工場立地地域については、周辺土地利用との調和に配慮する必要があります。また、今後、活力ある守山市を創出する上で、既存の工業団地を拡張する必要があります。その際には、周辺地域への影響に配慮するとともに、周辺土地利用との整合を図る必要があります。

(2) 都市づくりからみた課題

ア 都市構造からみた課題

(ア) 2核2方向軸の構造

守山市は、湖南街道やさざなみ街道等の主要な道路とJRびわこ線などによって湖南地域の近隣市町とつながるだけでなく、琵琶湖大橋によって、大津市北部、湖西地域および京都市ともつながっており、この東西と南北の2方向軸が守山市の骨格を形成しています。このことから、生活、経済活動、情報等の広域的なネットワーク化が可能となり、持続的発展をめざす上で、重要な都市構造を有しているといえます。

琵琶湖大橋の交通量は、平成19年度(2007年度)で年間約1,250万台を超え、さらに増加傾向にあります。また、平成19年度(2007年度)のJR守山駅の年間乗客総数は約530万人です。

人やものが集中発散するこれら2つの玄関口は、活力ある都市形成にとって大きな影響力をもち、都市核として発展しています。この2極を通過点とすることなく、琵琶湖大橋周辺一帯での拠点形成や、守山駅周辺一帯での乗降客をさらに滞留させる都市的機能や環境の充実が求められています。また、これら2つの玄関口は、市域の北部と南部といった両端部に位置することから、市域全体での均衡ある発展を図る上で、2つの拠点のネットワーク化を進める都市的機能の充実が必要です。

(イ) 豊かな自然の保全と活用

守山市には、野洲川や琵琶湖岸等の水辺を中心として、旧野洲川廃川敷等の林、赤野井湾や内湖、ハマヒルガオが群生する砂浜など、動植物の生息・生育環境を形成する豊かな自然がみられます。これらの水辺や植生等が一体となって、特有の自然景観が形成されているとともに、レクリエーションの場として、湖岸や水面が利用されています。

一方、市土の陸地面積の約半数を占める農地は、野洲川によって形成された肥沃な沖積平野に広がり、集落や社寺林とともに田園景観を形成しています。

これらの環境は近年必ずしも良好な状況にあるとはいえ、水路や赤野井湾にみられる水質汚染や周辺との調和が損なわれている建築物等に関する景観的な課題、農地保全と田園景観保全等の課題がみられます。今後、これらの自然環境の保全と活用を図る適切な土地利用を進める必要があります。

(ウ) 良好な市街地の拡大

守山市の人口集中地区は、守山学区を中心に広がりつつあり、面積は昭和50年(1975年)の1.9平方キロメートルから平成17年(2005年)には、7.05平方キロ

メートルと30年間で約3.7倍に拡大しています。また、人口集中地区周辺においても住宅地の開発、整備が進んでいます。今後は、北部市街化地域においても人口集中地区が広がりを見せると見込まれます。

このような市街地の拡大と人口の高密化に対して、既存の低・未利用地の再利用を優先させつつ、災害や環境、さらには景観への配慮など、安全で環境負荷の少ない良好な市街地の整備や維持を図り、市域全体での均衡ある発展について適切に対応する必要があります。

(エ) 市街化区域 に隣接する地域の適切な土地利用

市街化調整区域 にあって農業振興地域に指定されていない区域が、南部市街化地域の隣接部に带状にみられ、これらの地域は、隣接する市街地の充実や湖南街道の整備等の影響を受け、新たな土地利用の期待が高まっている地域です。

これらの地域は、今後、守山市全体の都市形成において、都市機能の整備上重要な役割を果たす地域であり、都市構造等を考慮した適切な土地利用を図る必要があります。

イ 都市機能からみた課題

(ア) 高齢化に対応した都市機能の充実

高齢化時代に対応して、福祉施設、医療施設の充実に加え、都市環境が高齢者や障害者にとって利用しやすい構造になっている必要があります。道路・交通、公共施設の他、商業施設等においても、ユニバーサルデザインを実現する都市整備が必要です。

(イ) 安全な都市づくり

道路の防災機能を高め、災害時の避難や消火活動を円滑に行うための道路整備を行い、安全な都市としての機能の充実を図る必要があります。

また、豪雨等による浸水を防ぎ治水 上の安全性を高めるための河川整備の充実を図る必要があります。

ウ 都市の快適環境からみた課題

(ア) 都市景観の保全と創出

誰もが自分のまちとして誇りと愛着をもち、安らぎが得られる「ふるさと守山」をつくるために、自然的、社会的、経済的および歴史・文化的条件に十分配慮して、守山市にふさわしい都市景観を創出していくことが大切です。

歴史的環境をはじめ、人の集まる駅や公共施設、街並み、幹線道路沿線等主要な景観形成地域における都市景観の創出が必要です。

(イ) 水辺・緑の保全と創出

都市の豊かさや快適性を高め、都市環境に多様性を備える上で、市民にとって身近な憩いの場や動植物の生息・生育環境となる水辺・緑の保全と活用は重要です。

野洲川や湖岸など豊かな水辺や緑の空間を保全するとともに、市内を流れる中小河川については、市民が日常生活の中で愛着をもてるよう、河川の多面的な機能に配慮した水辺空間の保全、創出、活用を図る必要があります。

2 市土利用に関する基本構想

(1) 都市づくりの理念と目標

ア 理 念

守山市国土利用計画は、守山市の都市づくりの方向性とその具体的内容を示す第5次守山市総合計画基本構想の理念のもと、土地利用および関連する施策の具体化を図りつつ、守山市の都市づくりおよび土地利用の課題を踏まえ、市土の適切な利用を進め、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市域全体での均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

イ 目 標

都市づくりの目標は、理念の具体化と適切で有効な市土利用の達成をめざし、次のようにまとめます。

(ア) 都市構造を生かした個性ある都市づくり

守山市の都市構造である道路と鉄道からなる南北および東西の2方向に走る軸と南北両市街化地域に位置する拠点を生かした個性ある都市づくりを進めます。

(イ) 時代にあった都市環境を備える都市づくり

少子・高齢化の進展や情報化、都市機能の充実など、時代のニーズに即した都市環境を備える都市づくりを進めます。

(ウ) 快適な居住環境を有する都市づくり

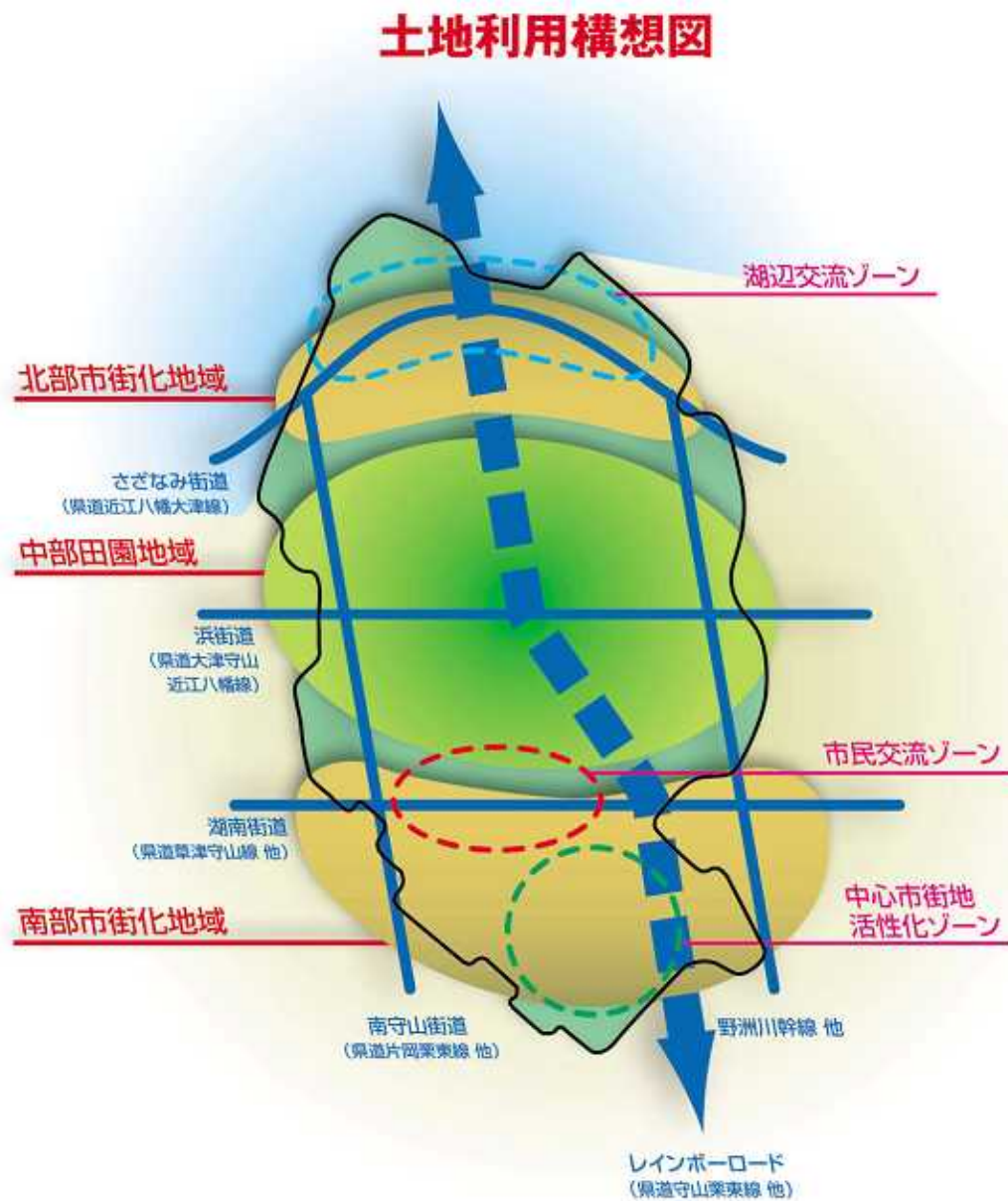
自然環境だけでなく、守山市が有する歴史や文化など、守山市としての都市文化を基本とする快適な居住環境を有する都市づくりを進めます。

(エ) 市民がいきいきと健康的な生活ができるまちづくり

市民がライフステージごとに社会の中で貢献でき、存在感もてる都市づくりを進めます。

(2) 土地利用構想図

守山市の都市構造を生かし、都市機能の充実を図り、「ふるさと守山」の創出のため、次のような土地利用構想図を設定し、土地利用を進めます。



(3) 市土利用の基本方針

守山市の市土利用の基本方針は次のとおりとします。

ア 総合的かつ計画的な市土の利用

市土は、現在および将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活および生産に通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展と市民の将来に深い関わりをもっています。したがって、今後の守山市の市土の利用は、守山市のまちづくりの基本姿勢である「未来につなぐ ふるさとづくりストーリー」により展開される「ふるさと守山」づくりのため、公共の福祉の優先と、自然環境の保全を図りつつ、市土のもつ自然的、社会的、経済的および歴史・文化的条件に十分配慮し、個々の土地利用の量的調整や質的向上と併せて、市土利用の総合的なマネジメントを行い、市土をより良い状態で次世代へ引き継ぐ「持続可能な市土管理」を行いつつ、長期的な展望のもとに、総合的かつ計画的に行うものとします。

イ 限られた市土資源の保全と活用

守山市における市土利用の基本的課題である限られた市土資源の有効活用に配慮しつつ、土地需要の量的な調整を行うとともに市土利用について安全性・快適性・健全性の観点からその市土の有効利用を図るため、土地資源の保全と活用を進めます。

ウ 適切な土地需要の調整

守山市における適正な都市的発展を進めるためには、自然環境の保全、景観の保全と創出に配慮しつつ、良好な都市空間づくりをめざす必要があります。このため、土地利用項目ごとの土地需要を総合的に判断し、バランスのとれた適切な市土の利用を図ることとします。

また、市街化調整区域においては、積極的な開発整備を抑制するという主旨に基づき、優良農地の保全や田園景観の保全を図りつつ、地区計画 制度および守山市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例を活用し、地域コミュニティ の維持や活性化を図るとともに、市街化区域との境界部においては、市街地の拡大に柔軟に対応した土地需要の調整を図るものとします。ただし、市街地の無秩序な外延的拡大は、これを抑制するものとします。

エ 市土の質的向上

『「わ」で輝かせよう ふるさと守山』とする守山市の将来の都市像を具現化する土地利用を図ることが必要です。「街」や「力強い未来」の輝きにつながる都市的発展とともに、「豊かな自然」が輝くための環境の保全と創出、高齢者や障害者、子ども等も

「笑顔」が輝き安心して暮らせるためのユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境を創出する必要があります。また、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を導入することにより、安全で安心できる快適な都市機能等の条件を整える必要があります。このため、これらのことに配慮した総合的な見地から適切な土地利用を図り、市土の質的向上を進め、守山市のすぐれた特性をさらに育てていくものとしします。

オ 市土利用の総合的マネジメント

土地については、生活および生産の基盤であるとともに、防災や環境、景観など多様な側面を有しており、また、所有者だけでなく地域住民、NPO、事業者、他地域の住民、行政など、多くの人に関わりをもつようになってきています。

このため、その利用にあたっては、地域の実情に即したものとなるよう合意形成を図るとともに、地域の主体的な取り組みを進める他、土地利用の影響の広域性を踏まえて地域間の適切な調整を図るなど、量的調整、質的向上と併せて総合的マネジメントが重要となっています。

(4) 利用区分別市土利用の基本方向

利用区分別の市土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、「自然、生物と共生する市土利用」「安全で安心な市土利用」「美しくゆとりある市土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意するものとします。

ア 農用地

農用地は食糧の供給源として大切な土地資源であるとともに、地域の農業経営の安定化あるいは水源涵養、防災、田園風景の保全および地域文化の創造に重要な役割を果たしています。こうした役割を今後も農用地が果たすべきであるとして、これらの多面的な機能を高度に発揮し得るために必要な優良農地の保全・確保を図ります。

また、旧野洲川廃川敷における畑地についても、新しい時代を開く農業基盤としての位置づけから、有効活用を図るとともに、河川や水路、琵琶湖の水質保全を図るための環境への負荷を低減する農業生産の推進を図ります。

イ 森林

守山市の森林は、旧野洲川廃川敷や鎮守の森等にみられる樹林地が主なものであり、旧野洲川廃川敷におけるびわこ地球市民の森では、積極的な植林による森林の拡大・保全を図っています。木材生産等の経済的役割はみられないものの、景観形成や動植

物の生息・生育環境、市土の保全等の機能をもっています。

こうしたことから、これらの森林については、今後とも市土の自然環境の保全や景観形成、良好な生活環境の創出等の役割を果たすものとして位置づけ、適切な保全、維持管理を図るものとします。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、平成19年(2007年)9月に琵琶湖において市町境界が設定されたことにより、琵琶湖の一部が守山市の市域となりました。一級河川野洲川をはじめ、多くの準用河川や普通河川が市内をめぐり、琵琶湖に注いでいます。

河川改修等の整備は進みつつあるものの、流下能力の不足や排水不良地域等がみられることから、治水など、防災の面からも改善が求められています。今後、生態系の保全や生活環境の向上などの面に配慮しつつ、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、治水対策と河川環境の向上をめざす総合的な河川整備を進めるものとします。

水路は、農業用水および排水機能の確保とともに、魚類や水生昆虫、水生植物等の生息・生育環境としての機能をはじめ、田園景観の形成など多面的な機能に配慮した整備を行うものとします。

また、水面・河川・水路については、治水や生産基盤のみならず、観光資源や生態系の一部として多様な価値を有していることから、現在および将来の市民がその恩恵を享受することができるよう、その総合的な保全を図るものとします。

エ 道 路

道路のうち、一般道路については、都市計画道路や県道、主要地方道、国道等の有効な活用を図るため、これらに接続する道路を含めた総合的な道路網形成のための道路用地の確保を図ります。

一般道路の整備に際しては、ユニバーサルデザインや歩行者、自転車交通に配慮しつつ、道路の安全性、快適性等の向上ならびに防災機能の向上、周辺環境の保全等に十分配慮するものとします。

農道については、農業の生産性の向上や農用地の適正な管理のために必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図り、その整備にあたっては、周辺の自然環境や田園景観の保全等に配慮します。

オ 住 宅 地

住宅地については、南部と北部の市街地や農業地域など既存の集落等において形成されています。守山市の地理的条件や都市的発展を背景として、今後とも人口の増加が想定され、とりわけ市街地の住宅地においては、拡大が予測されます。これらのことから、住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある

市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、住環境の整備、防災上の安全性の確保に配慮しながら、良好な住宅地の確保を図るものとしします。

また、住宅地の整備に際しては、計画的な開発や安全と環境に配慮した空間整備の誘導を行うとともに、都市景観の創出、環境負荷の低減、高齢者や障害者等に配慮した住宅づくりの推進に努めるものとしします。

また、農業地域の集落等においては、特に田園景観の保全に配慮した整備を推進するものとしします。

カ 工業用地

工業用地は、都市計画によって南部市街化地域で用途地域が指定され、古高工業団地など、既存の工業団地において工場の立地が進んでいます。今後、活力あるまちづくりに向け、工場の新規立地に際しては、既存の工業団地の有効活用を図るとともに、工場の進出が及ぼす周辺地域への影響に配慮した適切な配置と誘導を行います。

また、市街地内の適切な土地利用を図るため、工場の移転等を可能にする工業用地の確保を図りつつ、住工混在地域の解消に努めます。

キ その他の宅地

その他の宅地の中で多くを占める業務用地や店舗など商業用地等については、現在、JR守山駅前一带や主要な道路沿線等を中心に配置されています。今後、都市計画用途地域の指定に配慮し、中心市街地における商業の活性化を図るとともに、商業機能の適切な配置を進めます。

ク その他

公共施設用地については、行政需要の拡大と市民生活におけるニーズの多様化を踏まえ、その適切な配置に配慮しつつ、公園、厚生福祉施設、社会教育施設等の必要な用地の確保を図ります。

3 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別市土利用の基本方向

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年度は平成 19 年度（2007 年度）とし、目標年度は平成 32 年度（2020 年度）とします。なお、目標の中間年度として平成 27 年度（2015 年度）を参考年度とし、参考目標値を表示します。

イ 市土の利用に関して基礎的な前提となる人口および世帯数は、平成 19 年度（2007 年度）では 7 万 5 千人、2 万 6 千世帯ですが、目標年次となる平成 32 年度（2020 年度）においては、それぞれ 8 万 4 千人、3 万世帯を想定します。

ウ 市土の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地等の地目別区分とします。

エ 利用区分ごとの規模の目標は、利用の現況と推移についての調査に基づき、将来人口等を前提として、必要な土地面積を予測し、土地利用実態との調整を行い、市民意向を反映しつつ定めるものとします。

オ 市土利用の目標年度である平成 32 年度（2020 年度）における利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとします。

利用区分ごとの規模の目標（面積と構成比）

利用区分	面積（ha）			増減（ha）		構成比（％）		
	H22	H27	H32	H22 ～ H27	H22 ～ H32	H22	H27	H32
農用地	2,065	2,010	1,955	-55	-110	37.7	36.7	35.7
農地	2,065	2,010	1,955	-55	-110	37.7	36.7	35.7
採草放牧地	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
森 林	26	26	25	0	-1	0.5	0.5	0.5
原 野	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	1,291	1,290	1,288	-1	-3	23.6	23.5	23.5
水面	1,055	1,055	1,055	0	0	19.2	19.2	19.2
河川	127	128	128	1	1	2.3	2.3	2.3
水路	108	107	105	-2	-3	2.0	2.0	1.9
道 路	432	453	469	21	37	7.9	8.3	8.6
一般道路	329	351	369	22	40	6.0	6.4	6.7
農道	103	102	100	-1	-3	1.9	1.9	1.8
林道	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0
宅 地	1,141	1,190	1,229	49	88	20.8	21.7	22.4
住宅地	665	701	730	36	65	12.1	12.8	13.3
工業用地	120	127	132	7	12	2.2	2.3	2.4
その他の宅地	357	362	367	5	10	6.5	6.6	6.7
その他	526	513	514	-13	-12	9.6	9.4	9.4
合 計	5,481	5,481	5,481	0	0	100.0	100.0	100.0
市街地 (人口集中地区)	816	905	994	86	178	14.0	15.6	18.1

* 構成比：市土面積に対する比率

* 「その他」の面積は、行政面積から他の利用区分を差し引いたものです

* 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です

* 端数処理のため、数値の和は合計と一致しない場合があります

(2) 地域別の概要

守山市は、市域の特性を生かした地域活性化を図り、総合的な発展を進めるため、南部市街化地域、中部田園地域、北部市街化地域の3地域に区分しています。さらに、これらの地域区分とは異なった機能配置の視点から、中心市街地活性化ゾーンと市民交流ゾーン、湖辺交流ゾーンの3つのゾーンを設定しています。

地域区分

地域区分	町名
南部市街化地域	今宿町、今宿一丁目～四丁目、守山町、守山一丁目～六丁目、下之郷町、下之郷一丁目～三丁目、吉身町、吉身一丁目～七丁目、岡町、立入町、浮気町、梅田町、勝部町、勝部一丁目～六丁目、焰魔堂町、千代町、阿村町、伊勢町、二町町、古高町、大門町、金森町、小島町および播磨田町
中部田園地域	横江町、三宅町、大林町、欲賀町、森川原町、山賀町、杉江町、赤野井町、矢島町、石田町、十二里町、今市町、荒見町、笠原町、中町、川田町、洲本町、新庄町、服部町、立田町、幸津川町および小浜町ならびに木浜町、今浜町および水保町の各町の一部
北部市街化地域	木浜町、今浜町および水保町の各町の一部

地域区分図



(3) 地域別市土地利用の基本方向

守山市の地域区分は、市土における自然的、社会的、経済的および歴史・文化的条件を考慮し、第5次守山市総合計画基本構想に区分されている南部市街化地域、中部田園地域、北部市街化地域の3区分とし、以下のとおり土地利用の方向をめざすものとし、また、中心市街地活性化ゾーン、市民交流ゾーンおよび湖辺交流ゾーンについても、地域区分との整合を図りながらそれぞれのゾーンの目的に応じた機能配置を図っていくものとし、また、

ア 南部市街化地域

南部市街化地域については、守山市の人口の半数以上を占め、また、商業機能、行政機能、公共施設等の集積、交通拠点が配置され、人口集中地区を形成しています。今後も人口の増加に伴う住宅地の整備が進められる地域です。

土地利用の基本方向としては、既存の低・未利用地の再利用を優先させること、災害や環境等に配慮し安全で環境負荷の少ない市街地整備を図ることを基本とし、集積された市街地としての充実を図りつつ、適切で整合のとれた用途地域の配置、商業や業務機能の活性化、良好な住環境としての環境整備を図る都市的整備を進めます。

また、地区計画による建築規制等により、中山道守山宿等の歴史的な街並みの保全やその周辺との調和のとれた良好な景観形成を推進します。

農用地のうち農地については、市街化区域内農地が大部分を占めており、これらの農地については、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の推進によって、宅地としての活用を図ります。また、良好な都市環境を形成するため、農地の多面的機能を活用した菜園や緩衝緑地、災害時の緊急避難用地等の活用に応じた適切な土地利用を図ります。

森林については、わずかに野洲川河川敷沿いに樹林地がみられる程度であり、環境保全や景観維持の観点から保全します。

水面・河川・水路については、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用に配慮しつつ、排水、治水対策を行い市民生活の安全性と快適性の向上を図るとともに、潤いのある河川整備等の事業を推進し、市街地における水と緑の空間を創出し、市民の憩いの場としての活用を図ります。

道路のうち一般道路については、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る一方で、交通ネットワークを確立するため、都市計画道路等の整備事業を推進します。道路の整備に際しては、ユニバーサルデザインや歩行者、自転車交通に配慮しつつ、歩道、緑地帯等を含めた歩行者の安全性の確保や、良好な道路景観の形成を図ります。

農道については、農地の整備等に応じて整備を進めるとともに、自転車道路等への活用など有効利用を図ります。

宅地のうち住宅地については、今後増加する人口の多くを受け入れることになるため、土地の高度利用を図るとともに、土地区画整理事業による整備等によって、良好

な住宅地の確保を進めます。

工業用地については、周辺土地利用との調和に配慮しつつ、適正な配置に努めます。また、環境保全に配慮しつつ工業団地内の工場立地を促進します。

その他の宅地については、店舗や業務用建物等の用地の適切な配置を図ります。

その他の土地利用については、市民ニーズに対応した公共施設等の適正な配置に配慮しつつ、整備事業を進めます。

イ 中部田園地域

中部田園地域については、守山市の大部分の農地が広がる田園地帯を形成しています。ほ場整備や農道、農業用水路や排水路等の農業基盤の整備も充実し、集落の環境整備も進み、高い整備水準にある地域です。

土地利用の基本方向としては、本地域が単なる生活と生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、市民共有の財産であるという認識のもと、集積された優良農地を生かした効率的な農地の利用を進めるとともに、自然環境の保全、田園景観との調和に十分に配慮しながら、地域住民を含む多様な主体の参画等により市土資源の適切な管理を図り、住宅施策や産業振興など農村地域の活性化を図ります。

農用地のうち農地については、自然環境に配慮しつつ、稲作農業を中心とした生産性の高い農業基盤の整備を進め、食糧等の安定供給と自給能力の向上の観点から、優良農用地の保全を図ります。また、旧野洲川廃川敷における畑地については、新しい時代を開く農業基盤としての位置づけから、有効活用を図ります。

森林については、旧野洲川廃川敷沿いにみられる樹林地について、環境保全や景観維持の観点から保全を進めます。

水面・河川・水路については、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図るとともに、治水上の安全性の向上を図るため、必要な区域において河川改修を行うとともに、河川、水路が有する動植物の生息・生育環境機能の向上や田園景観の創出を図ります。

道路のうち一般道路については、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る一方で、交通ネットワークを確立するための道路整備を推進するため、用地の確保を図ります。道路の整備に際しては、歩道、緑地帯等を含めた歩行者の安全性の確保や良好な道路景観の形成を実現するため、これらの用地の確保を図ります。

農道については、農業生産効率の向上を維持するため、農道の保全を図ります。

宅地のうち住宅地については、集落景観や周辺環境との調和に配慮しつつ、地域コミュニティの維持・活性化の観点から、地区計画制度および守山市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例を活用し、既存集落における人口の定着を図ります。

その他の土地利用については、市民ニーズに対応した公共施設等の適正な配置に配慮しつつ、立地を図るための用地の確保を進めます。

ウ 北部市街化地域

北部市街化地域については、琵琶湖や農用地など、豊かな自然環境があると同時に南部市街化地域と同様に住宅地の開発が進み、人口集中地域が形成されつつある地域です。

土地利用の基本方向としては、集積が進みつつある住宅地の良好な環境の創出を図りながら、湖岸沿いを中心として、既に立地している宿泊施設やレクリエーション施設、文化教養施設等をはじめ、琵琶湖大橋の交通拠点性、良好な自然環境、優良農地等の周辺条件を生かすため、特別用途地区 制度などを活用しながら秩序のある土地利用を進めます。

農用地のうち農地については、本地域の整備方向である良好な住宅地の整備に向けて、計画的な土地利用への転換および農用地としての活用等に対応していきます。

森林については、わずかに旧野洲川廃川敷沿いに樹林地がみられる程度であり、環境保全や景観維持の観点から保全します。

水面・河川・水路については、河川、水路が琵琶湖に流れ込む河口部に位置することから、自然環境の保全、水質浄化機能の向上を図りつつ、湖岸沿いにふさわしい水と緑の空間を創出し、市民の憩いの場として適切な活用を図ります。

道路のうち、一般道路については、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る一方で、交通ネットワークを確立するための道路整備を推進するため、用地の確保を図ります。道路の整備に際しては、歩道、緑地帯等を含めた歩行者の安全性の確保や、良好な道路景観の形成を実現するため、これらの用地の確保を図ります。

農道については、農地に準じた道路として、その有効利用を図ります。

宅地のうち住宅地については、既存住宅地の環境整備を図り、良好な住環境を形成するとともに、新たな住宅地については、景観や周辺環境との調和に十分配慮しつつ計画的に確保するものとします。

その他の土地利用については、市民ニーズに対応した公共施設等の適正な配置に配慮しつつ、立地を図るための用地の確保を進めます。

エ 中心市街地活性化ゾーン

J R 守山駅周辺を守山市の玄関口にふさわしい中心市街地活性化ゾーンと位置づけ、土地の高度利用を推進し、商業施設等に加え文化や福祉関係施設など多様な都市機能の充実を図ります。また、既存商業施設の活用促進など中心市街地の活性化施策を「守山市中心市街地活性化基本計画（平成 21 年 3 月 27 日認定）」に基づき実施し都市再生を図ります。

オ 市民交流ゾーン

南部市街化地域と中部田園地域に接する位置にあり、都市的雰囲気と自然的環境を

併せもった地域であり、JR守山駅前など中心市街地や教育、文化、医療、福祉等の諸施設に近いといった立地条件を生かして、多くの市民が交流できるゾーンとして位置づけ、市民生活に潤いと憩い、快適な時間の流れによる豊かさをもたらす都市文化創造空間としての環境整備を推進します。

周辺の教育、文化、医療、福祉等の諸施設の外部空間として、これらの施設を利用する人々が憩える場、文化機能等を有する施設の誘導や市域全体の秩序ある発展に資する施設等の立地を誘導し、これらにふさわしい自然環境整備を図り、守山市のシンボル空間としての創出、熟成を進めます。

カ 湖辺交流ゾーン

湖辺交流ゾーンでは、琵琶湖および湖岸の良好な自然環境を保全し後世に継承していくとともに、これらの環境および良好な交通等の立地条件、既存施設の集積等を生かした自然とのふれあいや交流をテーマとした、観光や市民の憩いの場として特別用途地区制度等を活用することで機能の強化を図ります。

また、湖辺交流ゾーン周辺で行われている漁業や農業との連携を保ち、湖辺が一体となって、環境保全を進めるとともに、農業や漁業の新たな展開を推進します。

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は以下のとおりです。これらの措置については、「自然、生物と共生する市土利用」「安全で安心できる市土利用」「美しくゆとりある市土利用」の3つの視点を総合的に勘案した上で、実施するものとします。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

市土の利用は本計画を基本とし、国土利用計画法、土地基本法、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係諸法の適切な運用により、総合的かつ計画的な調整を推進し、自然環境および農地の保全、治水等に配慮した適正な土地利用を図ります。

(2) 地域整備施策の推進

市民生活のより一層の向上を図ることに加え、地域の個性や多様性を生かしつつ市土の持続可能な均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、自然環境、生活環境および生産基盤の総合的な整備を進めます。

(3) 市土の保全と安全性の確保

ア 治水対策等

市土の保全と安全性を確保するため、治水施設等の整備と流域内の土地利用との調整および地形など自然条件と土地利用配置との整合性を図り、風水害、地震等の災害に配慮した適正な土地利用への誘導を図ります。

イ 市街地の安全性の向上

市街地における市民生活や生産活動上の安全性を確保するため、地域防災計画の充実・周知徹底を図るとともに、公園緑地やオープンスペースを確保し、地震などあらゆる災害に対し、十分な防災上の配慮を行いつつ整備を進めます。

(4) 環境の保全と市土の快適性および健全性の確保

ア 地球温暖化対策と大気環境の保全

地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築をめざすとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、市民、事業者との協働のもと、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進等に取り組み、環境負荷の小さな都市構造や

経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市の緑の適切な保全・整備を図ります。

イ 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、住居系、工業系、商業系の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導や大規模な住宅地整備における緑地の確保、工場等における緩衝緑地の設置などを進めます。また、騒音等が著しい幹線道路の周辺においては、緑地帯の設置や適切な施設誘導等により土地利用の適正化を図ります。

また、二酸化炭素の吸収源となる公園等の樹林、樹木の適正な保全・整備を図るなど、二酸化炭素や窒素酸化物等の環境への負荷の低減に資する土地利用を図ります。

ウ 健全な水環境の確保と水質の保全

健全な水環境の確保と水質の保全を図るため、農業排水や工場排水、生活排水に対する監視を強め、公共下水道等の設置促進により、水質汚濁を防止するとともに、雨水の地下浸透の促進、環境に配慮した流量・用水の確保、水辺等の保全による河川やため池の自然浄化能力の維持・回復・活用、地下水の保全と適正な利用、節水や水の再利用等による水資源の有効利用などを進めます。

エ 多様な自然環境の保全

動植物の生息・生育、自然・田園景観、稀少性等の観点からみて、すぐれている自然については、それぞれの地域に対応した行為規制等により適切な保全を図ります。農業等の営みとともに培われた農村地域の自然や田園景観は、人間と自然とが共生する生態系を形成しており、適切な農業活動や地域住民、NPO、事業者等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

また、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系のネットワーク化に配慮します。

多様な自然環境の保全を図るためには、行政施策だけではなく、市民自らが美しい守山を育てる気風を育むことが重要であり、これまでに進められている市民活動等の充実発展を図るなど、より一層の意識の高揚を図ります。

オ 文化財等の保存

土地と一体となり歴史的風土を形成し、市民の文化的資質を高めている文化財、歴史的遺産等の誇るべき資産を後世に正しく継承し、伝えていくために、土地利用を規制する区域を設定するなどの措置を講ずる他、歴史的街並み等の修景保全に配慮します。

カ 環境影響評価等の実施

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、および事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

(5) 土地利用の転換の適正化

ア 農用地の転換

農用地の利用転換については、食糧生産の確保、地域の環境に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、農業農村の振興を十分考慮して行うものとします。

イ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて環境影響評価や開発に伴う雨水の流出増に対する治水対策を実施するなど、事前に調査、検討、協議等の十分な機会をもち、災害の発生、環境の悪化、自然破壊等の恐れのないよう十分考慮し、周辺の土地利用との調整を図りつつ慎重に行うものとします。

また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、第5次守山市総合計画基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画との整合を図るものとします。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 農用地

農用地については、なし崩し的なスプロール化を招く農地転用を抑制し、まとまりのある優良農用地を確保するとともに、足腰の強い農業、活力ある農業農村を築くため農業生産基盤の整備を推進し、利用度の高い優良農用地の整備を図ります。

また、昨今の農業を取り巻く国内外の情勢を視野に入れつつ、地域農業の核となる効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積や高付加価値農産物の開発、経営体の育成など必要な措置を講じ、農地の有効利用を促進します。

なお、良好な管理を通じて、農業の有する市土保全、田園景観保全等の多面的な機能が発揮されるよう配慮します。

イ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水、利水 条件の維持、向上を図りつつ、親水機能や、魚類や水生昆虫、水生植物等の生息・生育環境、移動経路としての機能を発揮するための水質や水量の確保や保全、再生を図ります。

ウ 道 路

道路については、市民生活に深い関わりをもつ市道など生活道路の計画的な整備に努め、生活の利便性の向上を図るとともに、道路緑化、良好な街並み景観の形成、ユニバーサルデザイン、防災機能等への配慮など、道路空間の多様な機能の発揮に努め、その有効利用を進めます。

エ 住 宅 地

住宅地については、ユニバーサルデザインへの配慮や住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、快適性、安全性など居住環境の整備、高度利用を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な住宅地の供給を促進します。

オ 工業用地

工業用地については、既存の工業団地のうち未立地用地の有効活用を促進します。その際、緑地確保など地域の自然環境との調和に配慮するとともに、地域社会との調和、公害防止の充実を図ります。

カ その他の宅地

店舗や業務用地については、JR守山駅を中心とする中心市街地をはじめ、南部と北部の市街地、また主要な道路沿いなどに立地しています。商業・サービス業機能等の集積による商店街等の活性化と、高齢者や障害者など誰もが快適に暮らせるよう、日常生活に必要な機能の充実やコミュニティ 機能の再生を進めます。また、郊外型店舗等については、主要な道路沿い等に立地がみられますが、周辺環境との調和や地域的な均衡に配慮した土地利用の調整を行い、その有効利用を図ります。

キ 低・未利用地

低・未利用地のうち耕作放棄地 については、市土の有効利用および環境・景観の保全の観点から、周辺土地利用との調整を行い、市民ニーズに応じて農地、または他の都市的土地利用等として、積極的な活用を図ります。

また、農用地等から宅地へと転換された後、低・未利用地となった土地については、

新たな土地需要がある場合には、市土の有効利用の観点から優先的に利用を図るなど、地域の実情を踏まえた適正かつ計画的な活用を図ります。

ク 市土利用の総合的マネジメント

土地利用について、地域の実情に即したものとなるよう、地域の合意形成を図ります。このため、公共事業による土地利用の改変にあたっては、事業計画等の策定段階において地域住民の参画を進めます。

また、民間開発等による土地利用の改変にあたっては、事前に地域との合意形成が行われるよう調整を図ります。

ケ 市土の市民的経営の推進

農用地や森林等の管理の低下が懸念される中、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして市土の管理に参加することは、市土の管理水準の向上に資するだけでなく、地域への愛着をもつきっかけや、交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な土地利用に資する効果が期待できます。

このため、所有者等による適切な管理や公的な役割に加え、地域住民、NPO、事業者、他地域の住民、行政など多様な主体が、農地の保全管理活動への参加や、地元農産品、地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、様々な方法により市土の適切な管理に参画していく「市土の市民的経営」の取り組みを推進します。

(7) 市土に関する調査の推進および成果の普及啓発

土地利用の実態および動向を科学的かつ総合的に把握して、適切な土地利用の推進を図るため、自然環境保全調査など市土に関する基礎的な調査の推進に努めます。

また、市民による市土の保全と利用への理解を促し、計画の総合性および実効性を高めるため、調査結果の公表および啓発を図ります。

資料編

1 計画策定経過

本計画は、第5次守山市総合計画基本構想策定に即して、第3次守山市国土利用計画のうち必要事項を見直す中、策定したものです。

日 時	内 容
平成20年 2月	計画策定作業に着手
平成21年 11月1日	第5次守山市総合計画等市民懇談会（策定方針等意見交換）
12月18日	守山市第5次総合計画基本構想(案) 市議会上程・議決
平成22年 3月	滋賀県南部環境・総合事務所との意見調整（3月16日まで）
3月20日	市民フォーラム開催
4月	滋賀県との意見調整（6月29日まで）
4月15日	パブリックコメント実施
～ 5月7日	
9月28日	第4次守山市国土利用計画(案) 市議会上程・議決

市 議 会

日 時	内 容
平成21年 9月24日	第5回定例会総務常任委員会（策定方針等説明）
12月14日	第7回定例会総務常任委員会（計画素案説明）
平成22年 3月10日	第1回定例会総務常任委員会 （計画原案、パブリックコメント概要説明）
6月20日	第2回定例会総務常任委員会 （パブリックコメント結果報告）
9月21日	第4回定例会総務常任委員会（計画案(議案)説明）
9月28日	第4回定例会本会議（計画(案)上程・議決）

庁 内

日 時	内 容
平成20年 2月21日	第1回策定委員2号委員会
22日	第1回策定委員1号委員会
平成21年 11月25日	第2回策定委員2号委員会
27日	第2回策定委員1号委員会
平成22年 1月下旬	庁内意見照会・調整
2月17日	第3回策定委員2号委員会
19日	第3回策定委員1号委員会
6月2日	第4回策定委員2号委員会
4日	第4回策定委員1号委員会
9月1日	第5回策定委員2号委員会
3日	第5回策定委員1号委員会

(庁内体制)

委員長	副市長	副委員長	教育長
1号委員	守山市事務分掌条例(昭和 51 年条例第 3 号。以下「事務分掌条例」という。)第 1 条に規定する部の長、事務監、技監、理事、会計管理者、上下水道事業所長、市民病院事務部事務長、教育委員会事務局教育部長、議会事務局長の職にあるものおよびその他委員長が必要と認める者		
2号委員	事務分掌条例第 1 条に規定する部の次長、教育委員会事務局教育部次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局次長、上下水道事業所次長の職にあるものおよびその他委員長が必要と認める者		

2 人口および土地利用の推移と現況

(1) 人口の増加と社会的変化

区 分	推 移					推 計		増 減		増 減 率	
	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 19年	平成 27年	平成 32年	2～17	17～32	2～17	17～32
人口増 総人口(人)	58,561	61,859	65,542	70,823	74,806	81,401	84,767	12,262	13,944	1.21	1.20
高齢化 65歳以上 人口(人)	5,349	9,724	8,390	10,540	11,639	15,843	17,858	5,191	7,318	1.97	1.69
労働供給力 生産年齢 人口(人)	40,238	43,397	45,820	48,304	50,328	52,371	54,549	8,066	6,245	1.20	1.13
少子化 年少人口 (人)	12,922	11,738	11,304	11,972	12,839	13,187	12,358	-950	386	0.93	1.03
世帯数 一般世帯数 (世帯)	16,278	18,012	20,586	23,516	26,150	27,236	30,729	7,238	7,213	1.44	1.31
都市化 人口集中地区 人口(人)	24,404	26,807	33,169	39,478	-	47,238	51,670	15,074	12,192	1.62	1.31

資料：平成2年～平成17年の人口は、国勢調査の数値です。

平成27年および平成32年の人口は、第5次守山市総合計画の人口推計です。

(2) 利用区分別面積の推移

(単位：ha)

利用区分	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
農用地	2,197	2,199	2,206	2,184	2,143	2,142	2,131	2,120	2,110	2,089
農地	2,197	2,199	2,206	2,184	2,143	2,142	2,131	2,120	2,110	2,089
採草放牧地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林	40	32	30	30	26	26	29	29	27	27
原野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	244	234	242	242	238	238	237	237	237	1,291
水面	3	3	3	3	-	-	-	-	-	1,055
河川	127	118	127	127	127	127	127	127	127	127
水路	114	113	112	112	111	111	110	110	110	109
道路	387	392	400	402	406	411	413	416	421	425
一般道路	280	285	293	296	301	306	308	311	317	321
農道	107	107	107	106	105	105	105	105	104	104
林道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅地	1,028	1,044	1,053	1,056	1,062	1,071	1,081	1,096	1,103	1,112
住宅地	575	581	588	594	599	609	617	626	638	644
工業用地	120	117	109	109	106	109	119	113	117	116
その他の宅地	333	346	356	353	357	353	345	357	348	352
その他	530	525	495	512	551	538	535	528	528	537
合計	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	5,481

(3) 地域別人口の推移と推計

()内は指数 (単位:人)

地域区分	推 移					推 計		
	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 27年	平成 32年
南部市街化地域	41,685 (100)	42,266 (101)	43,011 (103)	43,913 (105)	45,165 (108)	45,729 (110)	51,606 (124)	54,439 (131)
中部田園地域	21,132 (100)	20,820 (99)	20,773 (98)	20,658 (98)	20,500 (97)	20,349 (96)	18,818 (89)	17,671 (84)
北部市街化地域	5,741 (100)	6,426 (112)	6,812 (119)	7,135 (124)	7,430 (129)	7,935 (138)	10,977 (191)	12,657 (220)
合 計	68,558 (100)	69,512 (101)	70,596 (103)	71,706 (105)	73,095 (107)	74,074 (108)	81,401 (119)	84,767 (124)

資料: 市みらい政策課調べ

(4) 利用区分面積の推移 [各年構成比]

(単位：%)

利用区分	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
農用地	49.6	49.7	49.8	49.3	48.4	48.4	48.1	47.9	47.7	38.1
農地	49.6	49.7	49.8	49.3	48.4	48.4	48.1	47.9	47.7	38.1
採草放牧地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
原野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	5.5	5.3	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	23.6
水面	0.1	0.1	0.1	0.1	-	-	-	-	-	19.2
河川	2.9	2.7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.3
水路	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.0
道路	8.7	8.9	9.0	9.1	9.2	9.3	9.3	9.4	9.5	7.8
一般道路	6.3	6.4	6.6	6.7	6.8	6.9	7.0	7.0	7.2	5.9
農道	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	1.9
林道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宅地	23.2	23.6	23.8	23.9	24.0	24.2	24.4	24.8	24.9	20.3
住宅地	13.0	13.1	13.3	13.4	13.5	13.8	13.9	14.1	14.4	11.7
工業用地	2.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.7	2.6	2.6	2.1
その他の宅地	7.5	7.8	8.0	8.0	8.1	8.0	7.8	8.1	7.9	6.4
その他	12.0	11.9	11.2	11.6	12.4	12.2	12.1	11.9	11.9	9.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 利用区分ごとの土地利用の推移と目標

(1) 農用地

ア 農用地面積と関係指標の推移と目標

年 度	農 用 地 面 積			人 口	農業就業 人 口	人口1人 当たりの 農 用 地 面 積	農業就業 人 口 1人当た りの農用 地 面 積	市土面積	市土面積 に占める 農業面積 の 割 合
	農 地	採 草 放 牧 地	農用地計						
	ha	ha	ha	人	人	m ²	m ²	ha	%
平成10年	2,197	-	2,197	64,926		338.4		4,426	49.6
平成11年	2,199	-	2,199	65,553		335.5		4,426	49.7
平成12年	2,206	-	2,206	66,344	2,645	332.5	8,340.3	4,426	49.8
平成13年	2,184	-	2,184	67,238		324.8		4,426	49.3
平成14年	2,143	-	2,143	68,558		312.6		4,426	48.4
平成15年	2,142	-	2,142	69,512		308.1		4,426	48.4
平成16年	2,131	-	2,131	70,596		301.9		4,426	48.1
平成17年	2,120	-	2,120	71,706	2,200	295.7	9,636.4	4,426	47.9
平成18年	2,110	-	2,110	73,095		288.7		4,426	47.7
平成19年	2,089	-	2,089	74,806		279.3		5,481	38.1
平成22年	2,065	-	2,065	77,158	-	267.6	-	5,481	37.7
平成27年	2,010	-	2,010	81,401	-	246.9	-	5,481	36.7
平成32年	1,955	-	1,955	84,767	-	230.6	-	5,481	35.7

資料：「滋賀農林水産統計年報」(近畿農政局)

「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」(農林水産省大臣官房統計部)

「住民登録人口」

(注)「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業だけに従事した者と農業とそれ以外の仕事(兼業)の双方に従事したが、自営農業従事日数の方が多い者の両者の合計である。

イ 専兼業別農家数の推移

(単位：戸)

年 度	総農家数	販売・自給的の別		専 業 農 家 数	兼 業 農 家 数		
		販 売 農 家	自 給 的 農 家		計	第 1 種 兼 業 農 家 数	第 2 種 兼 業 農 家 数
昭和 60 年度	2,995	-	-	105	2,890	154	2,736
平成 2 年度	2,657	2,156	501	106	2,551	68	2,483
平成 7 年度	2,520	2,000	520	117	2,403	181	2,222
平成 12 年度	2,290	1,787	503	108	1,679	101	1,578
平成 17 年度	2,044	1,490	554	144	1,346	55	1,291

資料：昭和 60 年～12 年は「世界農林業センサス」、平成 17 年は「2005 年農林業センサス」(農林水産省大臣官房統計部)

ウ 経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

年 度	総農家数	例外 規定	0.5ha 未 満	0.5ha～ 1.0ha 未 満	1.0ha～ 1.5ha 未 満	1.5ha～ 2.0ha 未 満	2.0ha～
昭和 60 年度	2,995	-	1,212	959	603	162	57
平成 2 年度	2,657	-	983	946	517	149	62
平成 7 年度	2,520	-	968	836	455	164	97
平成 12 年度	2,290	-	904	756	384	142	104
平成 17 年度	1,490	-	334	582	339	119	116

資料：昭和 60 年～12 年は「世界農林業センサス」、平成 17 年は「2005 年農林業センサス」(農林水産省大臣官房統計部)

(注)平成 17 年の総農家数には自給的農家を含まない。

工 農地利用面積の推移

	面 積 (ha)				構 成 比 (%)			
	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年
水 稲	1,670	1,830	1,460	1,350	67.0	82.0	67.8	63.1
麦 類	340	100	282	360	13.6	4.5	13.1	16.8
豆 類・いも類	239	38	264	313	9.6	1.7	12.3	14.6
野 菜 類	192	210	125	95	7.7	9.4	5.8	4.4
果 樹	7	23	21	21	0.3	1.0	1.0	1.0
工 芸 農 作 物	4	4	0	0	0.2	0.2	0.0	0.0
飼 肥 料 作 物	4	0	0	0	0.2	0.0	0.0	0.0
そ の 他	38	28	2	0	1.5	1.3	0.1	0.0
延 作 付 面 積	2,494	2,233	2,154	2,139	100.0	100.0	100.0	100.0
農 地 面 積	2,328	2,253	2,206	2,120	-	-	-	-
耕地利用率 (%)	107.1	99.1	97.6	100.9	-	-	-	-

資料：平成2年～12年は「世界農林業センサス」、平成17年は「2005年農林業センサス」(農林水産省大臣官房統計部)

(2) 森 林

ア 森林面積と関係指標の推移と目標

年 度	森 林 面 積			人 口	人口一人 当たりの 森林面積	市土面積	市土面積 に占める 森林面積 の割合
	国 有 林	民 有 林	森 林 計				
	ha	ha	ha	人	m ²	ha	%
平成 10 年	-	40	40	64,926	6.2	4,426	0.9
平成 11 年	-	32	32	65,553	4.9	4,426	0.7
平成 12 年	-	30	30	66,344	4.5	4,426	0.7
平成 13 年	-	30	30	67,238	4.5	4,426	0.7
平成 14 年	-	26	26	68,558	3.8	4,426	0.6
平成 15 年	-	26	26	69,512	3.7	4,426	0.6
平成 16 年	-	29	29	70,596	4.1	4,426	0.7
平成 17 年	-	29	29	71,706	4.0	4,426	0.7
平成 18 年	-	27	27	73,095	3.7	4,426	0.6
平成 19 年	-	27	27	74,806	3.6	5,481	0.5
平成 22 年	-	26	26	77,158	3.4	5,481	0.5
平成 27 年	-	26	26	81,401	3.1	5,481	0.5
平成 32 年	-	25	25	84,767	2.9	5,481	0.5

資料：「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)、「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)、「住民登録人口」

(3) 水面・河川・水路

ア 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

年 度	水面・河川・水路地面積				人 口	人口一人当たりの面積				市 土 面積	市土面積 に占める 水面・河 川・水路面 積の割合
	水 面	河 川	水 路	計		水 面	河 川	水 路	計		
	ha	ha	ha	ha	人	m ²	m ²	m ²	m ²	ha	%
平成 10 年	3	127	114	244	64,926	0.5	19.6	17.6	37.6	4,426	0.9
平成 11 年	3	118	113	234	65,553	0.5	18.0	17.2	35.7	4,426	0.7
平成 12 年	3	127	112	242	66,344	0.5	19.1	16.9	36.5	4,426	0.7
平成 13 年	3	127	112	242	67,238	0.4	18.9	16.7	36.0	4,426	0.7
平成 14 年	-	127	111	238	68,558	0.0	18.5	16.2	34.7	4,426	0.6
平成 15 年	-	127	111	238	69,512	0.0	18.3	16.0	34.2	4,426	0.6
平成 16 年	-	127	110	237	70,596	0.0	18.0	15.6	33.6	4,426	0.7
平成 17 年	-	127	110	237	71,706	0.0	17.7	15.3	33.1	4,426	0.7
平成 18 年	-	127	110	237	73,095	0.0	17.4	15.0	32.4	4,426	0.6
平成 19 年	1,055	127	109	1,291	74,806	141.0	17.0	14.6	172.6	5,481	0.5
平成 22 年	1,055	127	108	1,291	77,158	136.7	16.5	14.0	167.3	5,481	23.6
平成 27 年	1,055	128	107	1,290	81,401	129.6	15.7	13.1	158.4	5,481	23.5
平成 32 年	1,055	128	105	1,288	84,767	124.5	15.1	12.4	152.0	5,481	23.5

資料：「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）、「自然環境保全基礎調査」（環境省）
「住民登録人口」

(4) 道 路

ア 道路面積と関係指標の推移と目標

年 度	道 路 面 積				人 口	人口一人当たりの面積				市 土 面 積	市土面積 に占める 道路面積 の 割 合
	一 般 道 路	農 道	林 道	計		一 般 道 路	農 道	林 道	計		
	ha	ha	ha	ha	人	m ²	m ²	m ²	m ²	ha	%
平成 10 年	280	107	-	387	64,926	43.1	16.5	-	59.6	4,426	8.7
平成 11 年	285	107	-	392	65,553	43.5	16.3	-	59.8	4,426	8.9
平成 12 年	293	107	-	400	66,344	44.2	16.1	-	60.3	4,426	9.0
平成 13 年	296	106	-	402	67,238	44.0	15.8	-	59.8	4,426	9.1
平成 14 年	301	105	-	406	68,558	43.9	15.3	-	59.2	4,426	9.2
平成 15 年	306	105	-	411	69,512	44.0	15.1	-	59.1	4,426	9.3
平成 16 年	308	105	-	413	70,596	43.6	14.9	-	58.5	4,426	9.3
平成 17 年	311	105	-	416	71,706	43.4	14.6	-	58.0	4,426	9.4
平成 18 年	317	104	-	421	73,095	43.4	14.2	-	57.6	4,426	9.5
平成 19 年	321	104	-	425	74,806	42.9	13.9	-	56.8	5,481	7.8
平成 22 年	329	103	-	432	77,158	42.6	13.4	-	56.0	5,481	7.9
平成 27 年	351	102	-	453	81,401	43.1	12.5	-	55.6	5,481	8.3
平成 32 年	369	100	-	469	84,767	43.5	11.8	-	55.3	5,481	8.6

資料：「道路統計年報」（国土交通省道路局）、「住民登録人口」

イ 道路面積の推移

年 度	一般道路		農 道		林 道		農林道計		道路合計	
	面積	指数 (10年 =100)	面積	指数 (10年 =100)	面積	指数 (10年 =100)	面積	指数 (10年 =100)	面積	指数 (10年 =100)
	ha		ha		ha		ha		ha	
平成 10 年	280	100.0	107	100.0	-	-	107	100.0	387	100.0
平成 11 年	285	101.8	107	100.0	-	-	107	100.0	392	101.3
平成 12 年	293	104.6	107	100.0	-	-	107	100.0	400	103.4
平成 13 年	296	105.7	106	99.1	-	-	106	99.1	402	103.9
平成 14 年	301	107.5	105	98.1	-	-	105	98.1	406	104.9
平成 15 年	306	109.3	105	98.1	-	-	105	98.1	411	106.2
平成 16 年	308	110.0	105	98.1	-	-	105	98.1	413	106.7
平成 17 年	311	111.1	105	98.1	-	-	105	98.1	416	107.5
平成 18 年	317	113.2	104	97.2	-	-	104	97.2	421	108.8
平成 19 年	321	114.6	104	97.2	-	-	104	97.2	425	109.8

資料：「道路統計年報」(国土交通省道路局)

(5) 宅 地

ア 宅地面積と関係指標の推移と目標

年 度	宅 地 面 積				人口	総世帯数	人 口 1人当 たりの 宅 地 面 積	1世帯 当 たりの 宅地 面 積	市土 面積	市土面積 に占める 宅地面積 の 割 合
	住宅地	工業 用地	その他の 宅地	計						
	ha	ha	ha	ha	人	世帯	m ²	m ²	ha	%
平成 10 年	575	120	333	1,028	64,926	19,953	158.3	515.2	4,426	23.2
平成 11 年	581	117	346	1,044	65,553	20,518	159.3	508.8	4,426	23.6
平成 12 年	588	109	356	1,053	66,344	21,067	158.7	499.8	4,426	23.8
平成 13 年	594	109	353	1,056	67,238	21,580	157.1	489.3	4,426	23.9
平成 14 年	599	106	357	1,062	68,558	22,348	154.9	475.2	4,426	24.0
平成 15 年	609	109	353	1,071	69,512	22,947	154.1	466.7	4,426	24.2
平成 16 年	617	119	345	1,081	70,596	23,586	153.1	458.3	4,426	24.4
平成 17 年	626	113	357	1,096	71,706	24,335	152.8	450.4	4,426	24.8
平成 18 年	638	117	348	1,103	73,095	25,198	150.9	437.7	4,426	24.9
平成 19 年	644	116	352	1,112	74,806	26,150	148.7	425.2	5,481	20.3
平成 22 年	665	120	357	1,141	77,158	28,858	147.9	395.5	5,480	20.8
平成 27 年	701	127	362	1,190	81,401	28,858	146.1	412.2	5,481	21.7
平成 32 年	730	132	367	1,229	84,767	30,319	145.0	405.4	5,481	22.4

資料：「固定資産の価格等の概要調書」(滋賀県税務課)、「工業統計調査結果報告書」(滋賀県統計課)、「住民登録人口」「住民登録世帯数」

イ 住宅地面積の推移と目標

年 度	面 積	指 数	総世帯数	指 数	一 世 帯 当 た り の 住 宅 地 面 積	指 数
	ha		世帯		ha	
平成 10 年	575	100.0	19,953	100.0	288.2	100.0
平成 11 年	581	101.0	20,518	102.8	283.2	98.3
平成 12 年	588	102.3	21,067	105.6	279.1	96.9
平成 13 年	594	103.3	21,580	108.2	275.3	95.5
平成 14 年	599	104.2	22,348	112.0	268.0	93.0
平成 15 年	609	105.9	22,947	115.0	265.4	92.1
平成 16 年	617	107.3	23,586	118.2	261.6	90.8
平成 17 年	626	108.9	24,335	122.0	257.2	89.3
平成 18 年	638	111.0	25,198	126.3	253.2	87.9
平成 19 年	644	112.0	26,150	131.1	246.3	85.5
平成 22 年	665	115.6	28,858	144.6	230.3	79.9
平成 27 年	701	121.9	28,858	144.6	242.9	84.3
平成 32 年	730	127.0	30,319	152.0	240.8	83.5

資料：「固定資産の価格等の概要調書」（滋賀県税務課）、「住民登録世帯数」

ウ 工業用地面積と関係指標の推移

年 度	工業用地	従業者数	従業者 1 人 当 た り の 工 業 用 地	工業出荷額	工業用地面積 当 た り の 出 荷 額	従業者 1 人 当 た り の 出 荷 額
	ha	人	m ² /人	万円	万円/ha	万円/人
平成 10 年	120	5,857	204.9	37,864,007	315,533.4	6,464.7
平成 11 年	117	5,399	216.7	35,564,411	303,969.3	6,587.2
平成 12 年	109	5,295	205.9	34,621,773	317,630.9	6,538.6
平成 13 年	109	5,292	206.0	37,393,734	343,061.8	7,066.1
平成 14 年	106	5,216	203.2	32,883,979	310,226.2	6,304.4
平成 15 年	109	5,519	197.5	35,292,014	323,779.9	6,394.6
平成 16 年	119	5,329	223.3	37,165,280	312,313.3	6,974.2
平成 17 年	113	5,612	201.4	29,545,913	261,468.3	5,264.8
平成 18 年	117	5,718	204.6	31,321,797	267,707.7	5,477.8
平成 19 年	116	6,143	188.8	34,609,136	298,354.6	5,633.9

資料：「工業統計調査結果報告書」（滋賀県統計課）

工 労働力人口及び製造業就業者の推移

年 度	労働力人口 (A)	C / A	工業統計調査		工業統計調査 10人以上事業所分 (D)
			製造業従事者(全) (C)	D / C	
	人	%	人	%	人
平成 10 年			5,857	91.7	5,372
平成 11 年			5,399	91.1	4,917
平成 12 年	45,820	11.6	5,295	X	X
平成 13 年			5,292	X	X
平成 14 年			5,216	93.6	4,880
平成 15 年			5,519	93.0	5,135
平成 16 年			5,329	94.2	5,022
平成 17 年	48,304	11.6	5,612	93.4	5,242
平成 18 年			5,718	94.6	5,410
平成 19 年			6,143	94.6	5,814

資料：「国勢調査」(総務省)

「工業統計調査結果報告書」(滋賀県統計課)

オ その他の住宅

年 度	事業所・店舗等宅地面積	人 口	人口一人当たり面積
	ha	人	m ² /人
平成 10 年	333	64,926	51.3
平成 11 年	346	65,553	52.8
平成 12 年	356	66,344	53.7
平成 13 年	353	67,238	52.5
平成 14 年	357	68,558	52.1
平成 15 年	353	69,512	50.8
平成 16 年	345	70,596	48.9
平成 17 年	357	71,706	49.8
平成 18 年	348	73,095	47.6
平成 19 年	352	74,806	47.1
平成 22 年	357	77,158	46.3
平成 27 年	362	81,401	44.5
平成 32 年	367	84,767	43.3

資料：「住民登録人口」

(6) 用途別土地利用の内訳

ア 環境保全、国土保全地域

用途区分	平成19年 (ha)	平成32年 (ha)	伸び率 (%)	備考
自然環境保全地域	-	-	-	指定なし
風致地区	71.9	71.9	0.0	
史跡名勝天然記念物	-	-	-	指定なし
鳥獣保護区	-	-	-	指定なし
自然公園	-	-	-	指定なし
保安林及び保安施設地区	4.1	4.1	0.0	
砂防指定地	-	-	-	指定なし
地すべり防止区域	-	-	-	指定なし
急傾斜地崩壊危険区域	-	-	-	指定なし
河川保全区域	-	-	-	指定なし
宅地造成工事規制区域	-	-	-	指定なし
合計	76.0	76.0	0.0	

イ レクリエーション用地

用途区分	平成19年 (ha)	平成32年 (ha)	伸び率 (%)
公的レクリエーション施設	3.7	3.7	0.0
自然休養林	-	-	-
自然公園法に基づく集団施設地域	-	-	-
国民休暇村	-	-	-
勤労総合福祉センター	-	-	-
レクリエーションエリア等	3.7	3.7	0.0
レクリエーション施設	63.8	63.8	0.0
ゴルフ場	63.8	63.8	0.0
合計	135.0	135.0	0.0

(7) 市 街 地

ア 市街地（人口集中区）人口・面積の推移と目標

区 分	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 32年
人 口 (人)	10,086 (100)	13,630 (135)	15,696 (156)	24,404 (242)	26,807 (266)	33,169 (329)	39,478 (391)	47,545 (471)	53,103 (527)	58,585 (581)
面 積 (ha)	190 (100)	270 (142)	290 (153)	440 (232)	480 (253)	603 (317)	705 (371)	816 (429)	905 (476)	994 (523)
人口密度 (人/k㎡)	5,308.4	5,048.1	5,412.4	5,546.4	5,584.8	5,500.7	5,599.7	5,826.6	5,867.7	5,893.9

区 分	増 加 分 の 変 化			
	60~12	2~17	12~27	17~32
人 口 (人)	17,473	15,074	19,934	19,107
面 積 (ha)	313	265	302	289
人口密度 (人/k㎡)	-	-	-	-

資料：「国勢調査」(総務省)

イ 総人口と市街地人口の推移と見通し

年 度	総 人 口	市街地人口	市街地人口 / 総人口
	人	人	%
昭和 50 年	41,439	10,086	24.3
昭和 55 年	46,763	13,630	29.1
昭和 60 年	53,052	15,696	29.6
平成 2 年	58,561	24,404	41.7
平成 7 年	61,859	26,807	43.3
平成 12 年	65,542	33,169	50.6
平成 17 年	70,823	39,478	55.7
平成 22 年	77,158	47,545	61.6
平成 27 年	81,401	53,103	65.2
平成 32 年	84,767	58,585	69.1

資料：「国勢調査」(総務省)、 「第5次守山市総合計画」

4 土地利用区分、定義および把握方法

利用区分	定 義	把握方法
<p>1 農用地</p> <p>(1) 農地</p> <p>(2) 採草放牧地</p>	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>	<p>田と畑の合計である。</p> <p>田については「滋賀農林水産統計年報」(近畿農政局)の田の面積である。</p> <p>畑については「滋賀農林水産統計年報」(近畿農政局)の畑の面積である。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」の採草放牧に利用されている面積のうち、森林以外の草生地(野草地)を採草放牧地とする。</p>
<p>2 森林</p>	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア．林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ．官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ．その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p>	<p>林野庁所管国有林面積から国有林道面積を差し引いたものである。(滋賀森林管理署)</p> <p>官行造林地の面積である。(滋賀森林管理署)</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)の現況森林面積の林野庁以外の官庁の面積である。</p>

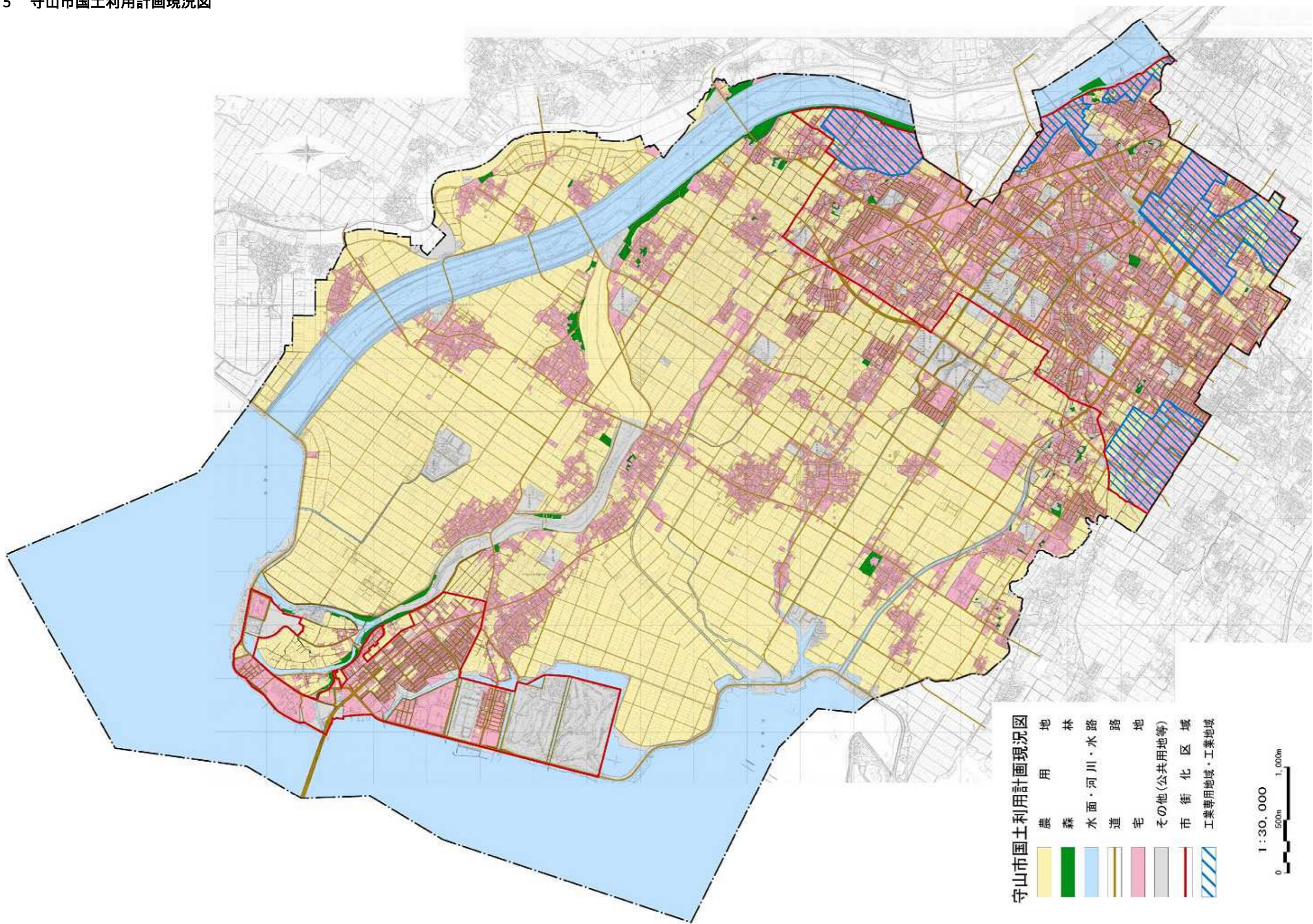
利用区分	定 義	把握方法
3 原 野	<p>2) 民 有 林 森林法第 2 条第 1 項に定める森林であって同法同条第 3 項に定める民有林。</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積である。</p>	<p>地域森林計画対象民有林に同対象外民有林を加えたものである。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書（林業編）」（近畿農政局）の森林以外の草生地から林野庁所管以外の草生地と採草放牧地を除いたものである。</p>
4 水 面	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水 面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面である。</p> <p>2) 河 川 河川法第 4 条に定める一級河川、同法第 5 条に定める二級河川及び同法第 100 条に定める準用河川の同法第 6 条に定める河川区域。</p>	<p>天然湖沼（面積 0.1k m²以上） 1 k m²以上については、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。0.1～0.99k m²のものについては、「自然環境保全基礎調査」（環境省）による。</p> <p>人造湖（堤高 15m 以上） 「ダム年鑑」及び「ダム便覧」（財）日本ダム協会）による。</p> <p>ため池（堤高 15m 未満） 「国土利用計画基礎資料」（昭和 51 年 12 月県土地対策課発行の昭和 50 年数値を基礎として各市町村の調査による。</p> <p>一級河川については、「国土利用計画基礎資料」（昭和 51 年 12 月県土地対策課発行の昭和 50 年数値を基礎として、「用地買収面積」「廃川面積」（河港課）の加減による。 準用河川については各市町村の調査による。</p>

利用区分	定 義	把握方法
5 道 路	<p>3) 水 路 農業用排水路。</p> <p>一般道路、農道、及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>1) 一般道路 道路法第3条第1項に定める道路。</p> <p>2) 農 道 圃場内農道および圃場外農道。</p> <p>3) 林 道 国有林林道及び民有林林道。</p>	<p>水路面積は以下の算式により、水田面積に水路率を乗じて求めた。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$</p> <p>高速自動車国道については、西日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)の資料による。 一般国道、県道および市町村道については「道路統計年報」(国土交通省道路局)の道路敷面積。</p> <p>農道面積は以下の算式による $\text{農道面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率}) + (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$</p> <p>林道のうち、国有林道延長(滋賀森林管理署)および民有林道延長「滋賀県森林・林業統計要覧」(森林政策課)の一定幅員8mを乗じて算出する。</p>
6 宅 地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」(県税政課)の宅地のうち評価総地積村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率(1.35を用いて補正したもの)と非課税地積を加えたもの。</p>

利用区分	定 義	把握方法
(1) 住 宅 地	<p>「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地および公務員住宅用地を加えたもの。</p>	<p>評価総地積の住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」(県税政課) の数値に住宅地の村落地区補正量を加えたもの。 宅地の村落地区補正量に補正係数 0.7 を乗じた。</p> <p>公営住宅地 「滋賀県公有財産表」(県財政課) および市町村調査による。</p> <p>公務員住宅地 「滋賀県公有財産表」(県財政課) および大津財務事務所、市町村調査による。</p>
(2) 工場用地	<p>「工業統計表(用地・用水編) 」にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p>	<p>従業員 30 人以上の規模の事業所については、「工業統計調査結果報告書」(県統計課) の敷地面積。 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所については同報告書を基に次の算式により算定した。</p> $10 \text{ 人} \sim 29 \text{ 人の事業所面積} = 30 \text{ 人以上の事業所面積} \times 10 \text{ 人} \sim 29 \text{ 人の製造品等出荷額} \div 30 \text{ 人以上の製造品等出荷額}$
(3) その他の宅地	<p>(1)、(2) のいずれにも該当しない宅地。</p>	<p>宅地面積から住宅地面積と工業用地面積を除いたものである。</p>
7 そ の 他	<p>県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」および「住宅」の各面積を差し引いたものである。</p>	<p>定義と同じ。</p>

利用区分	定 義	把握方法
8 合 計 (市街地)	<p>国土交通省国土地理院公表の数値である。</p> <p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>	<p>「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。</p> <p>「国勢調査」(総務省統計局)による。</p>

5 守山市国土利用計画現況図



用語の説明

[アルファベット]

NPO (Non-Profit Organization) [非営利団体]

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。狭義には、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により法人格を得た団体の総称。

[あ行]

オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

[か行]

耕作放棄地

以前は耕作地だったが、過去1年以上作物を栽培せず、ここ数年の間に再び耕作する考えのない土地。

コミュニティ

- ・コミュニティ：地域社会。居住地域を同じくし、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。
- ・地域コミュニティ：地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤。

[さ行]

市街化区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定されたすでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化区域と対をなし、市街化を抑制すべき区域。

住宅ストック

既存の住宅のこと。

人口集中地区

国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境界内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1km²当たり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。

親水機能

地域住民等が河川、海岸、水路等において水に親しむことができる空間を活用した機能。

水源涵養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っていること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されること。

スプロール化

都心部から郊外に宅地が無秩序・無計画に広がっていくこと。

[た行]

地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性に相応しい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発しおよび保全するための計画。

治水

洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進すること。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき、民間と行政が一体となって中心市街地の将来像を具体的に示し、まちづくりの整備方針を明らかにするために市町村が策定する計画。

低・未利用地

土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。

特別用途地区

地区の特性に相応しい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。

[は行]

バイオマス

生体を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体や生物資源のこと。

[や行]

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインのこと。また、そのように改良していこうという考え方。

[ら行]

利 水

生活用水、工業・農業用水、発電などに必要な水を、貯留しておいたダムから放流し、生活の安定・向上を図ること。

流下能力

川が流すことのできる洪水の規模のこと。

第4次守山市国土利用計画

発行年月：平成22年12月

発行：守山市

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL 077-583-2525(代表)

FAX 077-582-0539

<http://www.city.moriyama.lg.jp/>

政策調整部みらい政策課